

検証報告書の記載要領

(検証報告書)

- 報告書の日付(*1)を明記する。

(*1)報告書の日付について

- 発行日=意見の確定日であり、提出日ではない。
- 環境省に提出する検証報告書が正式な報告書であり、CA がこれを承認する。CA が検証報告書に不備があると認めた場合は、検証機関に対して検証報告書の修正が勧告される。
- 意見を修正する場合は、最初に発行した検証報告書の発行日、修正の旨及び理由を検証報告書の末尾に記載する。修正した報告書の発行日は、最初に提出した検証報告書の発行日より後の日付となる。

- 以下の(1)～(3)の事項を簡潔にまとめる。

(1)目的及び範囲(*2)

- 検証の目的を二重責任の原則を含めて記載する。
- 検証の対象、すなわち検証意見表明の対象となる排出量数値を特定できるように記載する(*2)。

(*2)検証の対象となる情報について

- 検証報告書は算定報告書と共に提出する。検証の対象となる算定報告書の情報を特定できるように、算定報告書のバージョン、事業者名、対象工場/事業場、及び対象年度を記載する。

(2)検証手続

検証の実施基準(*4)を明記し、実施した手続(*5)を記載する。

(*4)検証の実施基準について

- 検証の実施基準は、環境省・自主参加型国内排出量取引制度「排出量検証のためのガイドライン」である。
- 検証の際の判断規準(算定報告書の作成基準)は、検証の結論の項に記載する。
検証の判断規準は、「実施ルール」及び「モニタリング・報告ガイドライン」及びこれらに基づいて作成されている排出量算定報告書(様式)を含む。
上記の判断規準では判断することができない場合は、CA にその判断を求める。

(*5)実施した手続について

- 具体的な手続は、付属情報「3.(2)実施した主な手続及び実施場所」に記載する。

(3)結論

- 下記のいずれかの結論を記載する。無限定適正意見以外の場合は、その理由を記載する。

- 無限定適正意見
- 限定付適正意見
- 不適正意見
- 意見不表明

- 3事業年度とも無限定適正意見の場合は、1枚の検証報告書にまとめて記載する(*6)。
- 上記以外の場合は、年度別に検証報告書を作成する。

(*6) 3事業年度とも無限定適正意見の場合の検証報告書

- 検証意見は、各年度について、それぞれ個別に形成されるが、3事業年度とも無限定適正意見の場合は、取扱いの便宜を考慮し、1枚の検証報告書にまとめることとした。

文例

検 証 報 告 書

2008年10月10日

環 境 省 御 中

株式会社 いろは審査機構
 役職名 氏 名 印

1. 検証の目的及び範囲

株式会社いろは審査機構（以下、「当社」という。）は、ABC工業株式会社（以下、「事業者」という。） ○△工場の「自主参加型国内排出量取引制度に関する排出量算定報告書（基準年度 Ver.XX）」（以下、「算定報告書」という。）に記載された2005年度（2005年4月1日から2006年3月31日まで）、2006年度（2006年4月1日から2007年3月31日まで）及び2007年度（2007年4月1日から2008年3月31日まで）の二酸化炭素排出量情報について検証を行った。算定報告書を作成し二酸化炭素排出量を報告する責任は事業者であり、当社の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された二酸化炭素排出量情報に対する意見を表明することにある。

2. 検証手続

当社は、「自主参加型国内排出量取引制度 排出量検証のためのガイドライン Ver.2.0」に準拠して検証を行った。この検証業務の基準は、検証業務のリスクを勘案して策定した計画に基づいて、意見表明の基礎となる合理的な保証を得ることを求めている。検証は、試査を基礎として行われ、算定基準の適用方法、データの測定方法、事業者が採用した仮定、その基礎となるデータの評価、算定報告書における記載の検討※1も含んでいる。これらの検証手続により、当社は、意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

3. 検証の結論

当社は、事業者の○△工場の上記の算定報告書に記載された2005年度、2006年度及び2007年度の二酸化炭素排出量情報は、自主参加型国内排出量取引制度における温室効果ガス排出量の算定基準である「自主参加型国内排出量取引制度第4期実施ルール(単独参加者向け) Ver.1.0」※2に基づいて、全ての重要な点について適正であると認める。

以 上

- ※1 : 算定基準の適用方法—適切な算定方法（式）の選択、適用条件との合致、等
 データの測定方法—実施ルールやモニタリング・報告ガイドラインに規定、算定報告書に記載された方法との合致、等
 事業者が採用した仮定—合理的かどうか、根拠資料があるか、適用条件は適切か、等
 基礎となるデータの評価—適合性（期間、属性）、正確性、等
 算定報告書における記載の検討—様式への適合性、報告書内の整合性、明瞭な記載、等
- ※2 : 実施ルールから参照されるため、個々では表記していないが、モニタリング・報告ガイドラインも検証の判断規準である。